

共生条例認知度調査結果（令和元年度）

資料3-2

日時：令和元年12月21日（土） 午前10時00分～午後4時00分

場所：イオンモール新潟南 3階フードコート付近

【Q1. 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を知っていますか？】

	10代以下	20～30代	40～50代	60～70代	80代以上	合計
知っているし、内容も理解している（A）	1	12	11	3	0	27
聞いたことはあるが、内容はよく知らない（B）	8	13	9	3	0	33
知らない（C）	32	47	37	15	0	131
合計	41	72	57	21	0	191

条例認知度：(A+B) ÷ (A+B+C)	22.0	34.7	35.1	28.6	-	31.4	%
-----------------------	------	------	------	------	---	------	---

※H30年度：28.4%

【Q2. どのようにして「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を知りましたか？】

	10代以下	20～30代	40～50代	60～70代	80代以上	合計
市報や区役所だより	0	6	4	0	0	10
市のホームページ	0	0	1	0	0	1
テレビ・ラジオ・新聞	0	4	1	3	0	8
チラシ	0	0	0	0	0	0
会社や組織の研修会	1	6	6	1	0	14
その他	4	8	8	2	0	22
未回答	4	1	0	0	0	5
合計	9	25	20	6	0	60

	取得先率
→	16.7
→	1.7
→	13.3
→	0.0
→	23.3
→	36.7
→	8.3

【まとめ】

○条例認知度は31.4%であった。

→平成30年度に同会場にて実施した「新潟市フェア」での条例認知度（28.4%）と比較すると3%の増。

→市内の小中学校へのゲストティーチャーの派遣を通じたアプローチ（平成30年度：1,248人、令和元年度：約1,800人）や、市職員による研修会を通じたアプローチ（平成30年度：1,184人、令和元年度：約800人）を活用しつつ、共生条例について市民が触れる機会を積極的に設けたことが認知度増加の要因の一つと考えられる。

（※上記データのうち、令和元年度の各アプローチ人数は令和2年1月時点のもの。）

○一方、昨年度同様、特に10代以下の若年層における認知率が未だに低い傾向にあることが伺える。

そして、情報取得先別でみるとホームページやチラシからの情報取得率は極めて低い状態にある。

→従来のようなチラシやパンフレットの配布、ホームページ上での情報提供だけでは周知啓発が効果的ではないことが伺える。

→小中学校へのゲストティーチャーの派遣を通して若年層が直接共生条例に触れる機会を継続的に創出することや、市報を活用した分かりやすい周知が求められる。